法令に基づいて個人情報を取り扱う場合は、その適用を受けない。

上記の根拠となる法令の規定としては、刑事訴訟法第218条（令状による捜査）、少年法第６条の５（令状による触法少年の調査）、所得税法第234条（所得税に係る税務職員の質問検査権）、地方税法第72条の７（事業税に係る徴税吏員の質問検査権、その他各種税法に類似の規定あり。）等が考えられる。これらについては、強制力を伴っており、一律これに該当する。

事例１）金融商品取引法第211条により裁判所許可状に基づいて証券取引等監視委員会の職員が行う犯則事件の調査への対応

事例２）犯罪による収益の移転防止に関する法律第９条第１項に基づく特定事業者による疑わしい取引の届出

事例３）児童虐待の防止等に関する法律第６条第１項に基づく児童虐待に係る通告

事例４）所得税法第225条第１項等による税務署長に対する支払調書等の提出

事例５）統計法第13条による国勢調査などの基幹統計調査に対する報告

一方、刑事訴訟法第197条第２項（捜査に必要な取調べ）や少年法第６条の４（触法少年の調査に必要な質問や調査関係事項照会等）は、強制力を伴わないが、法令に根拠があるのでこれに該当する。また、弁護士法第23条の２（弁護士会からの照会）の場合も、同様に、対象となると考えられるが、提供に当たっては、同照会制度の目的に則した必要性と合理性が認められるかを考慮する必要がある。

事例１）金融商品取引法第210条により証券取引等監視委員会の職員が行う犯則事件の調査への対応

事例２）刑事訴訟法第507条による裁判執行関係事項照会への対応

事例３）刑事訴訟法第279条、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第24条第３項による裁判所からの照会への対応

事例４）民事訴訟法第186条、第226条、家事審判規則第８条による裁判所からの文書送付や調査の嘱託への対応

事例５）家事審判規則第７条の２に基づく家庭裁判所調査官による事実の調査への対応

事例６）犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第28条による検察官や被害回復事務管理人からの照会への対応

事例７）会社法第381条第３項による親会社の監査役の子会社に対する調査への対応

事例８）会社法第396条及び証券取引法第193条の２の規定に基づく財務諸表監査への対応

事例９）製造・輸入事業者が、消費生活用製品安全法第39条第１項の規定による命令（危害防止命令）を受けて製品の回収等の措置をとる際に、販売事業者が、同法第38条第３項の規定に基づき製品の購入者等の情報を製造・輸入事業者に提供する場合

事例10）統計法第30条及び第31条による国勢調査などの基幹統計調査に関する協力要請への対応

(ii)人の生命、身体又は財産の保護（法第16条第３項第２号関連）

法第16条第３項第２号

前２項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

２　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

人（法人を含む。）の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人情報の利用が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（他の方法により、当該権利利益の保護が十分可能である場合を除く。）は、その適用を受けない。

事例１）急病その他の事態時に、本人について、その血液型や家族の連絡先等を医師や看護師に提供する場合

事例２）私企業間において、意図的に業務妨害を行う者の情報について情報交換される場合

事例３）製品事故※1が生じたため、又は、製品事故は生じていないが、人の生命若しくは身体に危害を及ぼす急迫した危険が存在するため、製造事業者等が消費生活用製品をリコール※2する場合で、販売事業者、修理事業者又は設置工事事業者等が当該製造事業者等に対して、当該製品の購入者等の情報を提供する場合

※１製品事故とは、消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、

①一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故、あるいは、

②消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの、

のいずれかであって、消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故以外のものをいう（消費生活用製品安全法第２条第４項）。

※２リコールとは、消費生活用製品による事故の発生の拡大可能性を最小限にするための事業者による対応をいう。具体的には、①消費者への注意喚起（消費者に対する製品事故のリスクに関する適切な情報提供）、②流通及び販売段階からの回収、並びに③消費者の保有する製品の交換、改修（点検、修理及び部品の交換等）又は引き取りを実施することをいう。

(iii)公衆衛生の向上等（法第16条第３項第３号関連）

法第16条第３項第３号

前２項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

３　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

公衆衛生の向上又は心身の発展途上にある児童の健全な育成のために特に必要な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（他の方法により、公衆衛生の向上又は児童の健全な育成が十分可能である場合を除く。）は、その適用を受けない。

事例１）健康保険組合等の保険者等が実施する健康診断やがん検診等の保健事業について、精密検査の結果や受診状況等の情報を、健康増進施策の立案や事業の効果の向上を目的として疫学研究又は統計調査のために、個人名を伏せて研究者等に提供する場合

事例２）不登校や不良行為等児童生徒の問題行動について、児童相談所、学校、医療行為等の関係機関が連携して対応するために、当該関係機関等の間で当該児童生徒の情報を交換する場合

(iv)国の機関等への協力（法第16条第３項第４号関連）

法第16条第３項第４号

前２項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

４　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であり、協力する民間企業等が目的外利用を行うことについて、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、その適用を受けない。

事例１）事業者等が、税務署の職員等の任意調査に対し、個人情報を提出する場合

事例２）事業者等が警察の任意の求めに応じて個人情報を提出する場合

事例３）一般統計調査や地方公共団体が行う統計調査に回答する場合

２－２－２．個人情報の取得関係（法第17条～第18条関連）

(1)適正取得（法第17条関連）

法第17条

個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。